

韓国における学校暴力予防法改正と今後の課題

澤田 浩之

(受付 2009年10月28日)

1. 序 論

韓国において学校暴力問題が「本格的な社会問題として公論化され、世間の関心を集中的に集め始めたのは1995年度から¹⁾」である。学校暴力問題が社会問題となるや、学校暴力に対する学界での関心も高まっており²⁾、社会的関心の高まりに伴い市民団体を中心に学校暴力に対処するための法制定の必要性が叫ばれ、2001年11月19日にイム・ジョンソク [임종석] 議員の代表発議で「学校暴力仲裁委員会設置及び教育・治療に関する特別法案」が提出された³⁾。この法案は結局その後提出されたヒョン・スンイル [현승일] 議員の法案に反映されている部分が多いという理由から廃棄され、2004年1月29日に「学校暴力予防及び対策に関する法律(以下、2004学校暴力予防法、同法施行令を2004施行令とする)」が制定・公布された⁴⁾。

2004学校暴力予防法は「制定されて1年も経たない段階で国会を始めとし、学界、市民団体から問題が提起され⁵⁾」、その結果同法は2008年3月14日に、2004施行令は2008年9月12日に改正された(以下、改正後の法律を2008学校暴力予防法、2008施行令とする)。これまでキム・ソンギ [김성기], パク・ビョンシク [박병식], ウォン・ヘウク [원혜옥], イ・ジュホ [이주호], イ・ジングク [이진국], イ・ファヨン [이화영], チョン・クオンベ [전권배], ホ・ジョンリョル [허종렬], 韓国刑事政策研究院等の研究により学校暴力予防法の問題点

1 한국교육개발원, 『학교폭력 실태의 이해와 진단』, 2005年, 3頁。

2 1990年から1994年の5年間に発表された学校暴力に関する論文がわずか4編であるのに対し、1995年度から1999年度の5年間に発表された論文数は150編と急激に増加している。(한국교육개발원, 前掲書, 20頁参照)

3 学校暴力予防法の立法過程については박정희, 「학교폭력 예방 및 대책에 관한 정책의제 설정 과정 탐색—학교폭력 및 대책에 관한 법률 입법 과정을 중심으로—」, 한국교원대학교 대학원 석사학위논문, 2006年, 38-54頁を参照した。

4 法制定前後で学校暴力発生件数にどの程度の差があるのかに関しては法制定以前に実施された実態調査の結果にばらつきがある為比較できないが、法制定後も学校暴力問題は深刻であるという調査結果が出ている。『2006年度学校暴力実態調査報告書』(청소년폭력예방재단, 『2006년도 학교폭력 실태조사 보고서』, 2006年)によれば、調査対象者の17.3%が2005年3月から2006年3月の間に学校暴力の被害にあった事があると回答している。被害類型は、男子の場合、身体的暴力28.0%, 金品強要21.0%, 言語的暴力20.7%, 女子の場合、言語的暴力30.0%, 金品強要17.7%, 身体的暴力15.1%となっている。

5 김성기, 「'학교폭력예방 및 대책에 관한 법률'과 동법 시행령의 문제점과 개정방안」, 『교육법학연구 제20권 2호』, 대한교육법학회, 2008年, 29頁。

が指摘され、その改善案が示された。しかしながらキム・ソング以外全て法改正以前のものであり、法改正により具体的に何がどう変わったのか、上記の研究が今回の改正にどの程度反映されているのかについては検討されていない。そこで本稿では主な改正点についてそれまでに指摘されていた問題がどの程度改善されたのかを中心に検討し、先行研究における主張のうち今回の改正で反映されていない「他の法律との関係」と「教師の報告義務」についての考察を通してさらなる改善点を指摘する。

2. 主な改正点⁶

2.1. 定義の拡大

法改正以前、学校暴力という用語は2004学校暴力予防法第2条第1号で「学校内外で学生間に発生した暴行・脅迫・仲間外しなどにより身体・精神または財産上の被害を伴う行為として大統領令で定める行為をいう」と定められており、大統領令で定める行為とは、2004施行令第2条で「傷害・暴行、監禁、脅迫、略取・誘引、醜行、名誉毀損・侮辱、恐喝、財物損壊及び仲間外しその他被害者の意思に反する行為を加えたり、加えさせたりする行為をいう」と定められていた。法改正後、以下のようにその定義が拡大された。

2008学校暴力予防法第2条（定義）

1. “学校暴力”とは学校内外で学生間に発生した傷害、暴行、監禁、脅迫、略取・誘引、名誉毀損・侮辱、恐喝、強要及び性暴力、仲間外し、情報通信網を利用した淫乱・暴力情報等により身体・精神又は財産上の被害を伴う行為をいう。

法改正以前から学校暴力の定義に性暴力を含めるべきかが争点となっていた。法務部・教育部⁷は、学校暴力の定義に性暴力が含まれていない理由について以下のように説明している。

強姦のような性暴力は軽微な非行ではなく重大な性格の犯罪又は非行である為、学校暴力予防及び対策に関する法律ではなく刑法、性暴力犯罪及び被害者保護等に関する法律、

6 改正前と改正後の条文を比較すると、例えば「自治委員会の事務を処理するために書記1人を置く」が「自治委員会の事務を処理する幹事1名を指名する」、「委員の任期は前任委員の残余任期とする」が「委員の任期は前任委員の任期の残った期間とする」のように表現が変えられている部分が多く見られる。本稿では本質的な部分で変わっていないものに関しては扱わないこととする。

7 2008年の政府組織改編により、教育人的資源部と科学技術部が統合され、教育科学技術部となった。本稿では韓国における一般的な略称である教育部の表記で統一する。

特定強力犯罪処罰に関する特例法，青少年性保護に関する法律，少年法が適用されなければならないという主張が反映されたものである。(법무부·교육인적자원부, 2008年, 169頁)

これに対し，韓国刑事政策研究院，イ・ジングク，パク・ビョンシク，ホ・ジョンリョルは性暴力を学校暴力に含めても問題ないという立場を示しており，イ・ジュホは「性暴行犯は他の学校暴力法に該当する加害者よりはるかに厳しく処罰しなければならないが，予防教育強化と被害者の保護，加害者の善導等，同法の目的に合致するためには⁸⁾性暴力を学校暴力の概念に含めなければならないと強く主張している。

改正後，学校暴力の定義に性暴力が加えられたことで学校暴力の概念が大きく変化したと言える。学校暴力予防法の「基本趣旨は学校暴力を事前に予防し，その事後処理を教育的な観点から解決しようとする⁹⁾」であるわけだが，果たして性暴力を教育的に解決できるのか懸念される。教育部・青少年暴力予防財団は，実際に性暴力事案が発生した場合の初期対応の方法を示した『学校暴力事案処理ガイドブック』を発行している。同書では「性暴力事案が発生した時に学校でできる迅速な介入は捜査機関にすぐに届け出るか性暴力の専門相談機関に直接引き継ぐことである¹⁰⁾」としている。さらに校長や教師が性暴力に関した事実を知った場合はすぐに捜査機関に届け出なければならないと「青少年の性保護に関する法律」及び「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」を紹介している。このことから性暴力事案は学校暴力予防法を基に対応する問題ではないということは明白であり，性暴力を学校暴力の定義に含める必要性はないと判断される。

学校暴力の定義に関しては，「学生間の暴力」から「学生を対象とした暴力」へとさらに拡大すべきだという意見もある。イ・ジュホ(2005: 29-30)は，組織的な暴力の場合，被害者は学生であるが加害者は学生でない場合が頻繁に起こっており，反対に加害者のみが学生であるケースも十分に想定されることから学校暴力の定義を加害者と被害者がどちらも学生である学生間の暴力ではなく，学生を対象とした暴力と拡大すべきであると主張している。しかしながらホ・ジョンリョル(2005: 16)の主張どおり，学校暴力予防法は一般の成人加害者とは異なり学生の加害者に対して処罰重視ではなく教育的次元で治療するという方法等によるということを特徴としているため，学校暴力の概念を学生間の暴力とするのが妥当であろう。

8 이주호, 「성비행을 통해 본 학교폭력대책의 문제점과 개선방안」, 『학교폭력대책의 올바른 방향과 법률적 과제』, 학교폭력대책국민협의회·국회좋은교육연구회, 2005年, 31頁.

9 허종렬, 「학교폭력 예방 및 대책의 실효성 확보 방안—법적 제도적 관점을 중심으로—」, 열린우리당 정책위원회 주최 토론회 발표논문, 2005年, 14頁.

10 교육과학기술부·청소년폭력예방재단, 『학교폭력 사안처리 가이드북』, 2008年, 36頁.

2.2. 学校暴力対策企画委員会委員の条件

学校暴力対策企画委員会（以下、企画委員会）とは、学校暴力の予防と対策に関する事項を審議するために教育部長官所属の下に置かれた委員会である。法改正により企画委員会の委員長は教育部長官ではなく、教育部次官が務めるようになった。これは、教育部長官は副総理を兼任しているため実質的に企画委員会を運営するのが厳しいという現状があったからである。

企画委員会の委員は委員長 1 人を含む 11 人以内で構成されていたのが、法改正後は 15 人以内へと拡大され、さらに委員の条件も緩和されている。以前は、学識と経験が豊富で青少年保護に透徹した使命感のある者で「青少年基本法第 16 条の 2 による国家青少年委員会の委員長及び委員」、「関係中央行政機関に所属する 3 級公務員又は高位公務員団に属する公務員で青少年又は医療関連業務を担当している者」、「大学や公認された研究機関で助教授以上またはこれに相当する職にあるかあった者で学校暴力問題に関して専門知識を有する者」、「判事・検事・弁護士資格を有する者」、「専門団体で青少年保護活動を 5 年以上専門的に担当した者」の中から委員長が委嘱するようになっていた。法改正後、これ以外にも「生徒生活指導の経歴が 10 年以上の教員」、「医師の資格を有する者」、「学校運営委員会の活動及び青少年保護活動の経歴が豊富な父兄」も委員の条件に加えられた。委員の中に医師の資格を有する者が含まれるようになったことで被害生徒に対する治療及びリハビリのための措置が適切かどうかを判断する際に専門家の意見を反映できるようになった。さらに企画委員会に教師や保護者が参加することで現場の意見を反映させることができるようになったと言える。

2.3. 学校暴力対策地域委員会の新設

韓国刑事政策研究院、ホ・ジョンリョル、パク・ビョンシク、イ・ジュホ、ウォン・ヘウクは、政府レベルの企画委員会と学校レベルの学校暴力対策自治委員会の橋渡し役として市・道の教育庁に地域委員会を新設すべきだと訴えている。法改正以前は教育監が全ての業務を担当することになっていたため、「多様な原因と類型を含んでいる学校暴力に対して教育監一人でその原因を究明し紛争を調整しなければならないとすれば業務の過重により学校暴力に効率的に対処できない¹¹」という問題や、被害生徒と加害生徒が異なる学校に所属しているケースが発生しており¹²、学校だけでは対応できないという問題が指摘されていた。結局、

11 한국교육개발원, 『학교 폭력 대처를 위한 지원체제 구축 및 운영 방안 연구』, 2006年, 239頁。

12 教育部発行の『学校暴力類型別対処事例集』（교육인적자원부, 『학교폭력 유형별 대처 사례집』, 2005年, 20-34頁）には、頻繁に起こっている代表的な事例を通して学校暴力を未然に防ぐ方法や適切な対処の仕方等が紹介されている。事例の中には他の学校の暴力サークルのメンバーから常習的に肉体的暴力や金品強要の被害を受けているケースが含まれており、地域間の連携なしには解決できない問題が発生していることが分かる。

法改正により学校暴力対策地域委員会（以下、地域委員会）が新設された¹³のだが、このような問題を解決するために設置されたにもかかわらず、地域委員会の役割は以下のように極めて限られている。

2008学校暴力予防法第10条（学校暴力対策地域委員会の機能）

- ①地域委員会は基本計画に従い地域の学校暴力予防対策を毎年樹立する。
- ②地域委員会は当該地域で発生した学校暴力に対して教育監及び地方警察庁長に関連資料を要請できる。
- ③教育監は地域委員会の意見を聞き第16条第1項第2号（一時保護）・第3号（治療のための療養）または第17条第1項第7号（学内外の専門家による特別教育履修及び心理治療）による治療及び教育を担当する教育・治療機関を指定しなければならない。（括弧内：筆者）

法改正後も、教育監の任務は施行計画の樹立が削除されただけで相変わらず膨大である¹⁴。教育監の任務のうち、被害・加害生徒が管轄区域内の異なる学校に所属する場合の対応、被害・加害生徒が異なる地域に所属する場合の対応、管轄区域内の学校が実施計画に沿って実行しているかのチェック、被害・加害生徒が転校する場合の措置、加害生徒が退学処分となった場合のフォロー等は地域委員会が行なうようにしなければ地域委員会の存在が形だけのものになってしまう。

2.4. 学校暴力対策自治委員会委員及び委員長の条件

学校暴力対策自治委員会（以下、自治委員会）は、学校暴力の予防及び対策に関連する事項を審議するために各学校¹⁵に設置するよう義務付けられたもので、具体的には「学校暴力

13 2008学校暴力予防法第9条（学校暴力対策地域委員会の設置）

①地域の学校暴力問題を解決するために特別市・広域市・道・特別自治道（以下、“市・道”とする）に学校暴力対策地域委員会（以下、“地域委員会”とする）を置く。

②特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事は地域委員会の運営及び活動に関して市・道の教育監（以下、“教育監”とする）と協議しなければならず、その効率的な運営のために実務委員会を置くことができる。

③地域委員会は委員長1人を含む11人以内の委員で構成する。

④地域委員会及び第2項による実務委員会の構成・運営に必要な事項は大統領令で定める。

14 2004学校暴力予防法第9条では教育監の任務は9項目規定されていたが、2008学校暴力予防法では「特別市・広域市・道の教育監（以下“教育監”とする）は基本計画に従い学校暴力の予防及び対策に関する施行計画（以下“施行計画”とする）を樹立しなければならない」という項目が削除されただけで、残りの8項目はそのまま残っている。

15 2008学校暴力予防法第2条第2号で学校は「初・中等教育法第2条による初等学校・中学校・高等学校・特殊学校及び各種学校のような法第61条に従い運営している学校をいう」と定められている。具体的には、初等学校、公民学校、中学校、高等公民学校、高等学校、高等技術学校、特殊学校、各種学校のことを指している。

の予防及び対策のための学校の体制構築」, 「被害生徒の保護」, 「加害生徒に対する善導及び懲戒」, 「被害生徒と加害生徒間の紛争調整」等を審議するようになっている。自治委員会の委員の条件及び委員長の選出方法が以下のように改正された。

2008施行令第9条（自治委員会の構成）

①自治委員会の委員は次の各号のいずれかひとつに該当する人の中から当該学校の長が任命又は委嘱する。

1. 当該学校の教頭
2. 当該学校の教師の中で生徒生活指導の経歴のある教師
3. 当該学校の運営委員会の父兄代表
4. 判事・検事・弁護士
5. 当該学校を管轄する警察署所属の警察公務員
6. 医師の資格を有する者
7. その他に学校暴力予防及び青少年保護に対する知識と経験を有する者

条規の1と6は新たに加えられた項目であり、2は以前「生徒生活指導の経歴を有する者で10年以上の経歴を有する教師」、7は「青少年保護に関して知識と経験を有する者」であったが、上記のように委員の条件が緩和されている。今回の改正における最も大きな変化は、委員長を学校長が務めるのではなく、委員の中から互選することになったということである。以前は校長が自治委員会の開催を要請し、校長が委員長として自治委員会の運営の中心となり、決定事項は校長が校長自らに報告するという形であった。校長が自治委員会の委員長を務めることに対して「委員長を当然職として校長が務めるようにすることで委員会が形式的に運営される可能性が大きくなった¹⁶⁾」という問題が指摘されていた。法改正後、校長は自治委員会の委員ではなくなったため、自治委員会での審議が校長中心ではなく客観的に行なわれるようになったのである。ただし、校長の権限は法改正以前と同様であり、校長は自治委員会の委員の任命を行い、必要だと判断すれば自治委員会の開催を要請できるということになっている。

2008学校暴力予防法では自治委員会の役割に関しても一部改正された。法改正以前は自治委員会の審議事項として「学校暴力の予防プログラムの構成及び実施」という項目が含まれていたが、法改正後専担機構が担当することになったため、この項目は削除された。これにより自治委員会の役割はそのほとんどが、学校暴力が発生した後の事後処理になったと言え

16 허종렬, 前掲書, 26頁。

る。つまり、自治委員会は2008学校暴力予防法第12条第1項で「学校暴力の予防及び対策に関連する事項を審議するために設置する」と規定されているにも関わらず、学校暴力の予防に関しては「学校暴力の予防及び対策のための学校の体制構築」という項目しか該当しないことになる。

2.5. 専担機構の新設

法改正によりスクールカウンセラー（原語：専門相談教師）、養護教諭（原語：保健教師）、責任教師¹⁷等で構成される専担機構が設けられることになった。専担機構の役割は以下の通りである。

2008学校暴力予防法第14条（スクールカウンセラーの配置及び専担機構の構成）

④専担機構は学校暴力に対する実態調査（以下“調査”とする）と学校暴力予防プログラムを構成・実施し、学校長及び自治委員会の要求がある時には学校暴力に関連した調査結果等活動結果を報告しなければならない。

法改正以前、責任教師に関する規定は以下の条文だけであった。

2004学校暴力予防法第12条（スクールカウンセラー及び責任教師の配置）

③学校長は教師の中から学校暴力問題を担当する責任教師（以下“責任教師”とする）を選任しなければならない。

上記の条文以外には具体的な任務や職務については一切言及されておらず、責任教師という用語が与える漠然とした不安感のため、責任教師を忌避する現象が深刻だと言う¹⁸。そこでパク・ビョンシクは、学校暴力の予防及び対策のための学校の体制構築、学校暴力の予防プログラムの構成及び実施、学校暴力予防教育の計画と実施及び専門団体や専門家への委託、学校暴力事案認知時の学校長への報告等を責任教師の具体的な職務として規定すべきだと提案している¹⁹。結局法改正後、2004学校暴力予防法第12条第3項は削除されており、学校暴

17 韓国刑事政策研究院（2006: 46-47）は、責任教師が学校暴力問題に専念できるよう「国・公立学校及び私立学校の長は責任教師に授業時数の減免を含め、責任教師が学校暴力の予防及び対策に関連した職務を遂行するのに必要な諸般の便宜を提供しなければならない」という条文を追加すべきだと提案している。

18 박병식, 「학교폭력예방및대책에관한법의 문제점 및 개정방향」, 『학교폭력대책의 올바른 방향과 법률적 과제』, 학교폭력대책국민협의회・국회좋은교육연구회, 2005年, 15頁。

19 박병식, 前掲書, 15-16頁。

力問題に対して責任教師やスクールカウンセラー等の個人レベルではなく、専担機構という組織レベルで取り組もうとする姿勢が表れている点が大きな変化と言える。

2.6. 学校暴力予防教育の実施回数

予防教育の具体的な内容は2004施行令第11条で「学期毎に定期的実施し、教育の回数・時間及び講師等は学校の実情に従い学校長が定める」と規定されていた。これに対し、「〈学校の実情〉というのは何を意味しているのか疑問である²⁰」、上記の「施行令のままであれば学校暴力予防教育は全面的に学校長の意志にかかっていると言っても過言ではない²¹」等、予防教育の実施回数と時間を規定しなければならないという批判があった。また、予防教育を誰が行なうのかについては2004学校暴力予防法第13条第2項で「学校長は第1項の規定による学校暴力予防教育プログラムの構成及びその運営等を専門団体または専門家に委託できる」と定められていたが、「教育学者が真の専門家なのか。青少年指導者が真の専門家なのか。又は少年司法を研究している刑事司法及び刑事政策の学者が真の専門家なのか²²」、専門家という言葉の曖昧さに対する批判があった。

予防教育の実施回数に関しては2008施行令第11条で、「定期的に」から「学期毎に1回以上」へと改正され、専門家に関しては「専担機構と協議し専門団体または専門家に委託できる」というように「専担機構と協議し」という文言が付け加えられているに過ぎず、今後改善の余地がある。

この他に2008学校暴力予防法では、生徒に対してだけでなく、教職員に対しても予防教育を行なうように改正され、生徒と教職員を別途に教育することを原則とするが、内容によっては一緒に教育できるよう定められている。

2.7. 被害生徒に対する措置

自治委員会は被害生徒を保護する必要があると判断した場合は、被害生徒に対して「心理相談及び助言」、「一時保護」、「治療のための療養」、「クラス替え」、「転校の勧告」、「その他被害生徒の保護のために必要な処置」等の保護措置を取ることを決定し、校長に決定された保護措置を取るよう要請するようになっている。自治委員会から要請を受けた校長は被害生徒の保護者の同意を得てから保護措置を取らなければならない。2008学校暴力予防法では以下の点が改正されている。

20 박병식, 前掲書, 16頁。

21 이화영, 「학교폭력예방및대책에관한법 시행령의 문제점 및 개선방안」, 『학교폭력대책의 올바른 방향과 법률적 과제』, 학교폭력대책국민협의회·국회좋은교육연구회, 2005年, 55頁。

22 한국형사정책연구원, 『학교폭력 예방을 위한 법·제도적 정비방안 연구』, 2006年, 73頁。

第一は、「治療のための療養」にかかる費用を誰が負担するのかという問題である。「具体的な事案に対する治療費の負担については学校暴力法と施行令のどこにも規定されていない²³」、つまり加害生徒が加害事実自体を否認して治療費の支払いを拒否したり、加害事実は認めるが治療費を支払う能力がない場合、被害生徒は泣き寝入りするしかなかったのである。2008学校暴力予防法では「治療のための療養」にかかる費用は加害生徒の保護者が負担しなければならない、加害生徒の保護者がこれを負担しない場合には学校安全共済会、又は市・道教育庁が負担し、これに対する求償権を行使できると改正された。法改正以前²⁴とは異なり、今後は自治委員会が「治療のための療養」という措置を取りやすくなったと言える。

第二は、措置が実際に取られる場合、被害生徒の欠席がどこまで出席と認められるかの問題である。2004学校暴力予防法では、上記の措置のうち「一時保護」と「治療のための療養」による欠席は校長が認める場合出席日数に算入できるとしていたが、「学校暴力が恐ろしくて学校に行かないという積極的な意味の不登校等、緊急避難性の欠席に対してもこれを出席日数に算入させる必要がある²⁵」という主張があった。2008学校暴力予防法では、「第17条第1項の措置（上記の6つの措置）等の保護が必要な生徒に対して学校長が認める場合その措置に必要な欠席を出席日数に算入できる」と改正された。実質的には「一時保護」と「治療のための療養」に加えて「心理相談及び助言」と「その他被害生徒の保護のために必要な処置」に関しても出席が認められるということであろう。

この他に、上記全ての措置は自治委員会での審議を経なければ取ることができなかった為、緊急を要する場合に対応が遅れるという問題があったが、これに対しては法改正後、上記の措置のうち、「心理相談及び助言」、「一時保護²⁶」、「その他被害生徒の保護のために必要な措置」については、校長が被害生徒の保護のために緊急と認める場合、自治委員会への要請前に措置を取ることができるようになった。

2.8. 加害生徒に対する措置

自治委員会は被害生徒の保護と加害生徒の善導・教育のために必要と認める時には加害生徒に対して「被害生徒に対する書面謝罪」、「被害生徒に対する接触及び脅迫の禁止」、「クラス替え」、「転校」、「学校でのボランティア」、「社会でのボランティア」、「学内外の専門家に

23 박명식, 前掲書, 7頁。

24 2004年8月1日から12月15日までの間に自治委員会が下した被害生徒に対する措置をソウル新聞が入手し分析した結果によると、4,710件のうち、心理相談が4,158件(88.3%)、一時保護が111件(2.4%)、治療療養措置が85件(1.8%)となっており、「治療のための療養」という措置がほとんど取られていなかったことが分かる。(2005年3月15日付ソウル新聞)

25 박명식, 前掲書, 8頁。

26 박명식(2005:8)は、「一時保護」の施設の定義と範囲について定めるべきであると主張しているが、法改正後も「一時保護」に関して具体的な記述はない。

よる特別教育履修及び心理治療, 「10日以内の出席停止」, 「退学処分²⁷」等の措置を取ること
を校長に要請できる。要請を受けた校長は自治委員会で決定された措置を加害生徒に対し
て取らなければならないが, 被害生徒に対する場合とは異なり, 加害生徒の保護者の同意を
得る必要はない。2008学校暴力予防法では以下の点が改正されている。

第一は出席停止期間の上限が定められたという点である。2004学校暴力予防法では, 出席
停止期間は自治委員会の審議を経て校長が定めることになっていたがこれに対し, 「出席停
止は停学のように学生に対する懲罰ではなく学校の秩序を維持し, 他の学生の教育を受ける
権利を保障する目的で認定されたものである。従ってこれに必要な限度を超えて長期間出席
停止を命ずる措置はなるべく避けなければならない²⁸」という指摘があった。2008学校暴力
予防法では出席停止期間が10日以内と定められた。

第二は加害生徒が自治委員会で下された措置によって欠席した場合の教育上の支援の拡大
と出席日数算入の認定である。2004施行令では「校長は出席停止となった生徒に対して出席
停止期間の間に家庭学習の支援等教育上必要な措置を取らなければならない」と規定されて
いたが, 具体的措置に関しては言及されていなかった。2008学校暴力予防法では「被害生徒
に対する接触及び脅迫の禁止」, 「クラス替え」, 「転校」, 「学校でのボランティア」, 「社会で
のボランティア」, 「10日以内の出席停止」のいずれかの処分を受けた加害生徒は教育監が定
めた機関で特別教育を履修しなければならない, 特別教育を受ける期間は自治委員会で決定す
ることになっている。なお, 2008学校暴力予防法では, 自治委員会は加害生徒が特別教育を
履修する場合, 生徒の保護者にも一緒に教育を受けさせることができることになっている。

また, 2004学校暴力予防法では, 措置による欠席を出席と認めるかどうかについては規定
されていなかったが, 2008学校暴力予防法では, 加害生徒が「学校でのボランティア」, 「社
会でのボランティア」, 「学内外の専門家による特別教育履修及び心理治療」の措置を受けた
場合これに関連した欠席は校長が認める時にはこれを出席日数に算入できることになった。

第三は, 校長が加害生徒に対する善導が緊急と認める場合「被害生徒に対する書面謝罪」,
「被害生徒に対する接触及び脅迫の禁止」, 「学校でのボランティア」という措置を取ること
ができるようになったという点である。これらの措置を取るに当たり, 加害生徒が拒否, 又
は回避した場合には「初・中等教育法」第18条²⁹により懲戒しなければならないことになっ
ている。これは「加重措置を付与するか, 初・中等教育法等により不利益を与えることがで
きる根拠を設ける必要がある³⁰」という意見が一部反映された形となっているが, 加害生徒

27 退学処分は義務教育課程にある加害生徒に対しては適用されない。

28 허종렬, 前掲書, 23頁。

29 第18条(生徒の懲戒) ①学校長は教育上必要な場合には法令及び学則に定めるところにより生徒を懲戒したりその他の法令で指導できる。ただし, 義務教育課程にある生徒を退学させることはできない。

が自治委員会の下した措置に対して故意に応じなかった場合の対応については今回の改正では明記されていない。

2.9. 校長の義務

法改正後、校長の教育監に対する報告義務が強化され、校長は学校暴力問題が発生したという事実自体も教育監に報告しなければならなくなった。以前は、校内で学校暴力問題が発生した場合、校長は被害生徒及び加害生徒に対して取った措置とその結果、被害・加害生徒間の紛争の仲裁結果等を教育監に報告しなければならなかった為、「学校暴力の発生事実を報告せず、事後措置・結果を報告することが問題³¹」であると指摘されていた。つまり、学校暴力の発生事実自体は報告する義務がないという現状では学校が学校暴力の発生事実を故意に隠蔽するのではないかと問題視されていたのである。

法改正後、校長の義務は学校暴力団体（いわゆる暴力サークルのことを指していると思われる）に関しても「関係機関と協力し、校内の学校暴力団体の結成の予防及び解体に努力しなければならない」と規定されている。

3. 改正後の課題

3.1. 他の法律との関係

学校暴力予防法と他の法律との関係については以下のように規定されているが、この規定により大きく二つの問題が指摘されている。

2008学校暴力予防法第5条（他の法律との関係）

- ①学校暴力の規制、被害生徒の保護及び加害生徒に対する措置において他の法律に特別な規定がある場合を除いてこの法を適用する。
- ②第2条第1項のうち性暴力は他の法律に規定がある場合にはこの法を適用しない。

第一は、刑法や少年法との二重処罰の問題である。学校暴力予防法で定められている学校暴力の定義の内容は「一般的に刑法、又は刑事特別法上の犯罪を前提としている為、少なからぬ事例において刑法及び少年法の適用可能性を避けることはできない³²」のである。ここで問題になるのが第1項の「他の法律に特別な規定がある場合」をどう捉えるかによって解

30 박병식, 前掲書, 8頁。

31 법무부·교육인적자원부, 前掲書, 201頁。

32 한국형사정책연구원, 前掲書, 55頁。

積の違いが出てくるということである。もし刑法、少年法上の関連規定がこれに属するとすれば学校暴力予防法と刑法及び少年法を並列的に適用できないということになる。しかしながら実際には「刑法や少年法上の関連規定は学校暴力対策法第 5 条と最初から何ら関連性がないと理解しなければならない³³」, 「法第 5 条の規定があるとは言え、刑法による刑事処罰と学校暴力対策法による加害生徒への措置が併科され得るものと解釈できる³⁴」というように捉えられており、解釈の混乱を生じさせないためにも第 5 条第 1 項は削除すべきである。

第二は、法改正により学校暴力の定義に性暴力が含まれたことで性暴力に関する事案が発生した場合、学校暴力予防法をどの程度適用できるのかという問題が生じたということである。性暴力事案の場合、加害生徒が10歳未満の場合に限り学校暴力予防法が適用される³⁵。もし、加害生徒が満14歳以上であれば刑法、性暴力犯罪及び被害者保護等に関する法律、特定強力犯罪処罰に関する特例法、青少年の性保護に関する法律等が適用される為、被害生徒に対する措置を行なうことができる。問題は加害生徒が満10歳以上満14歳未満の場合、加害生徒に対しては触法少年として少年法による措置を取ることができるが、被害生徒に対する保護措置等は少年法にも規定されていないため事実上、学校暴力予防法を適用しなければならない。しかし、2008学校暴力予防法第 5 条第 2 項の規定により満10歳以上満14歳未満の生徒による事案に対しては学校暴力予防法が適用できないのである。この問題を解決するには2008学校暴力予防法第 5 条第 2 項に「満14歳未満の性暴力被害生徒に対する保護措置を学校暴力対策法の規定に従い行なうことができる³⁶」という条文を追加するか若しくは他の法律に被害生徒に対する保護措置を規定する方法が考えられる。

3.2. 教師の報告義務

教師に関する規定は、法改正以前同様、校長に対する報告義務だけである。

2008学校暴力予防法第20条（学校暴力の申告義務）

③誰であっても学校暴力の予備・陰謀等を知った者はこれを学校長又は自治委員会に届け出ることができる。ただし、教員がこれを知った場合には学校長に報告しなければならない。

現行の規定に対し、(1)報告義務に違反した場合は処罰できる根拠を設ける必要性があるという意見³⁷、(2)教師の校長への報告義務を責任教師又は校長との協議に改正すべきだとい

33 한국형사정책연구원, 前掲書, 59頁。

34 김성기, 前掲書, 40頁。

35 性暴力事案に関する法の適用に関しては, 김성기, 前掲書, 32-33頁を参照した。

36 김성기, 前掲書, 33頁。

37 박·뽀·뽀·뽀 (2005: 17-18) は児童福祉法第26条と同様に少なくとも教師, 医療機関従事者, ↗

う意見³⁸、(3)上記の条文を削除すべきだという意見³⁹がある。

(1)に関しては、学校暴力の定義に含まれる内容に関してそれぞれ具体的に記述されておらず、「結局はその状況を目撃した人の主観的な判断に依存せざるを得ない⁴⁰」為、特に精神的な被害に関しては学校暴力に該当するかどうかの客観的な基準を設けるのは不可能であろう。(2)で、報告ではなく協議とし、さらに責任教師も含めたのは、教師の積極性を促すと共に教師が相談し易い体制を構築しようという意図からであろう。現行の学校暴力予防法では「校長が自身の判断により軽微な学校暴力事案に対して自治委員会を招集しないからといって違法ではない⁴¹」が、責任教師と協議して教師が対応することは学校暴力予防法に違反することになる。つまり、自治委員会で審議する必要があるかどうかの判断は校長によってなされるのであり、この判断を責任教師もできるようにした場合、自治委員会の開催を要請できる権限を責任教師にも付与しなければならなくなり、非常に複雑になる。(3)に関しては教師の報告義務自体が教師と生徒との信頼関係を傷つけてしまう恐れがあるため、上記の条文を削除すべきだというものである。

2008学校暴力予防法第20条第3項は、教師の報告義務が規定されているだけで罰則は設けられておらず、実際には象徴的な規定に過ぎないが、もしこの条文を削除すれば教師は学校暴力問題に携わらなくてもいいという誤解を招きかねない。それよりは教師の報告先を「校長又は専担機構」と改正することにより教師が報告しやすい体制にし、専担機構は定期的に校長に報告するよう義務付けることによって校長は些細な情報を把握できるようになる。

4. 結 論

法改正で被害・加害生徒への措置が強化され、地域委員会が新設されたことにより、学校暴力事案が発生した場合の対応の仕方が明確になったと言える。一例として〈教師が学校暴力の事実を知る〉→〈教師はその事実を校長に報告する〉→〈校長は自治委員会で審議する必要がある程の案件だと判断すれば自治委員会の開催を要請する〉→〈自治委員会の決定に従い校長は加害・被害生徒に対し措置を取る〉→〈校長は学校暴力の発生事実、加害・被害生徒に対し取った措置、その結果どうなったか等を教育監に報告する〉→〈加害・被害生徒間

38 青少年暴力予防専門団体及び福祉施設従事者等には学校暴力の発生事実を認知した場合の申告義務を付与し、それに違反した場合は処罰できる根拠を設ける必要性を訴えている。この場合、申告者の身分を保護し、その意思に反して身元が漏洩しないように規定すべきだとしている。

39 조배숙의원 대표발의, 『학교폭력예방및대책에관한법률 일부개정법률안』, 2005年。

40 한국형사정책연구원, 前掲書, 85頁。

41 김성기, 前掲書, 35頁。

42 법무부·교육인적자원부, 前掲書, 76頁。

の紛争等校内で解決できない場合は教育監及び地域委員会が対応する」というような事案処理の流れが考えられる。

このように現在の規定では、事後対策はきちんとなされているが、学校暴力の予防と初期対応における校内での流れは不明確であり、これは専担機構、専担機構の構成員であるスクールカウンセラーの役割が限定的であることに起因すると筆者は考える。専担機構は、2008学校暴力予防法第14条第3項で「学校暴力問題を担当する」と定められてはいるものの、具体的な役割としては実態調査と学校暴力予防プログラムの構成・実施しか明記されていない。学校暴力予防プログラムの内容については言及されていないが、生徒に対する予防教育が大きな比重を占めるのは間違いないであろう。予防教育に関する条項を見る限り、校長の指示があれば専担機構が予防教育を行なう可能性もあるが、そうでなければ専担機構は単に外部の専門団体や専門家とのパイプ役に過ぎない。一方、スクールカウンセラーに関しては、専担機構の構成員であるということ以外には、校長及び自治委員会の要求があれば被害生徒及び加害生徒とのカウンセリングの結果を報告しなければならないと規定されているだけである。

そこで、専担機構及びスクールカウンセラーの役割を以下のように学校暴力予防法に明記するよう提案する。

第一は、前述したように2008学校暴力予防法第20条第3項を「ただし、教員がこれを知った場合には学校長又は専担機構に報告しなければならない」と改正し、「教員の責務」として「教員は学校が被害生徒に対して措置を取ろうとする場合、他の業務よりも優先して必要な協力と支援を行なわなければならない⁴²⁾」という条文を新設することである。

第二は、専担機構は、教師及び保護者から得た情報だけでなく、その構成員である責任教師、スクールカウンセラー、養護教諭がそれぞれ得た情報も合わせて定期的に校長に報告するようにすることである。専担機構から報告を受けた校長は、案件毎に自治委員会で審議する必要があるかどうかを判断するという流れを構築するのである。校長が自治委員会で審議する必要がないと判断した案件に関しては校長と専担機構が協議して、対応策と誰が対応に当たるのかを決めるようにすればいい。

第三は、生徒及び教師に対する予防教育はスクールカウンセラーが担当することにより予防教育を頻繁に行なえるようにするのである。全ての学校で予防教育が行なわれているわけではないという現状⁴³⁾があり、学期毎に一度予防教育を行なったからと言って効果が期待で

42) 한국형사정책연구원前掲書, 87頁。

43) 韓国教育開発院(한국교육개발원, 『학교폭력 실태조사』, 2006年, 37頁)の調査では、外部の専門家による教育が実施されたことがあると回答したのは生徒の57.8%であった。青少年暴力予防財団(청소년폭력예방재단, 『2006년도 학교폭력 실태조사 보고서』, 2006年, 41頁)の調査でも、学校暴力予防教育を受けたことがあると答えた生徒は54.4%でいずれも6割に満たないことが分かる。

きるわけがない。教師の学校暴力に対する認識が低ければそれだけ校長にもたらされる情報は制限されるが、韓国教育開発院の調査⁴⁴では、教師は生徒より学校暴力の深刻さに対する認識が低いという結果が出ている。教師の学校暴力に対する認識を高めるためにスクールカウンセラーは教師に対して、例えば学校暴力予防法の定義に出てくる各用語の概念、具体例を解説する等の講習を定期的に行なうようにするのである。

教育部は2005年に「学校暴力を予防・治療するスクールカウンセラーを各地域の教育庁に308名配置し、2009年までに全国の中・高校に拡大する」と発表している⁴⁵。つまり、最初は管轄の学校を巡回しながらカウンセリングを行なう「巡回スクールカウンセラー（原語：専門相談巡回教師）」を全国182ヶ所の教育庁に1～2名ずつ配置し、その後全国全ての中学校・高校に常駐のスクールカウンセラーを配置しようという方針なのである。現場に配置するスクールカウンセラーの人材確保のために初・中等教育法が改正され、2級以上の教員免許所持者で教育部が指定した大学院で所定のスクールカウンセラー養成課程を修了した者にスクールカウンセラー2級の資格が与えられることになった。教育部は、2006年度、2007年度の2年間で2530人のスクールカウンセラーを養成する計画を発表している⁴⁶。

このように、スクールカウンセラーは学校暴力問題を解決するための専門家として各学校に配置されたのであり、予防教育をわざわざ外部の専門団体や専門家に依頼する必要はない。

では、自治委員会の役割はどのように考えればいいのか。自治委員会は校内における連携体制が構築されているかをチェックするようにすることである。つまり、専担機構は教師や保護者の受け皿となっているか、専担機構は校長に定期的に報告しているか、自治委員会の審議にかけていない案件をどのように処理したか、専担機構又は校長から対応に当たるよう依頼された教師はきちんと対応に当たったか、スクールカウンセラーは予防教育を定期的に行なっているか等を自治委員会はチェックするのである。

そもそも自治委員会に学校外の委員が含まれているのは「学校暴力問題が学校内で隠蔽されるケースが多く、学校当局が学校暴力問題を外部に公開し、協力を求めることを憚ることに対する反省から学校暴力事件処理の透明性を高め、学校だけでなく国家機関と民間等社会全体との有機的な協力を導き出そうという趣旨が込められている⁴⁷」からである。そういった意味では自治委員会は学校の監視役とも言える。自治委員会の委員である判事・検事・弁護士・警察・医師等が頻繁に学校に足を運ぶのは容易ではないであろうから自治委員会が直

44 学校暴力の深刻さに対する認識に関する調査で、教師の7.5%が「深刻である」、61.2%が「深刻ではない」と回答しているのに対し、生徒の20.9%が「深刻である」、42.8%が「深刻ではない」と回答している。（한국교육개발원, 前掲書, 11-13頁）

45 2005年3月25日付聯合ニュース。

46 교육인적자원부, 『06년도 전문상담교사(2급) 양성과정 운영 세부계획』, 2006年。

47 법무부・교육인적자원부, 前掲書, 190-191頁。

接, 学校暴力の予防活動を行うのには限界がある。従って自治委員会は現状の通り事後処理の審議と校内での体制がきちんと機能しているかをチェックする役割を担った方が現実的である。

〈参 考 文 献〉

- 교육과학기술부·청소년폭력예방재단, 『학교폭력 사안처리 가이드북』, 2008年。
교육인적자원부, 『학교폭력 유형별 대처 사례집』, 2005年。
교육인적자원부, 『06년도 전문상담교사(2급) 양성과정 운영 세부계획』, 2006年。
김성기, 「'학교폭력예방 및 대책에 관한 법률' 과 동법 시행령의 문제점과 개정방안」, 『교육법학연구 제20권 2호』, 대한교육법학회, 2008年, 27-45頁。
박병식, 「학교폭력예방및대책에관한법의 문제점 및 개정방향」, 『학교폭력대책의 올바른 방향과 법률적 과제』, 학교폭력대책국민협의회·국회좋은교육연구회, 2005年, 2-23頁。
박정희, 「학교폭력 예방 및 대책에 관한 정책의제 설정 과정탐색—학교폭력및대책에관한법률 입법과정을 중심으로—」, 한국교원대학교 대학원 석사학위논문, 2006年。
법무부·교육인적자원부, 『학교폭력 예방 가이드 북』, 2008年。
원혜숙, 「학교폭력예방및대책에관한법률의 문제점 및 개선방안」, 『소년보호연구 제 7 호』, 한국소년보호학회, 2004年, 113-135頁。
이주호, 「성비행을 통해 본 학교폭력대책의 문제점과 개선방안」, 『학교폭력대책의 올바른 방향과 법률적 과제』, 학교폭력대책국민협의회·국회좋은교육연구회, 2005年, 25-36頁。
이진국, 「학교 폭력 예방 및 대책에 관한 법률의 체계적 문제점과 개선방안」, 『입법정책 제 1 권 제 1 호』, 한국입법정책학회, 2007年, 93-127頁。
이화영, 「학교폭력예방및대책에관한법 시행령의 문제점 및 개선방안」, 『학교폭력대책의 올바른 방향과 법률적 과제』, 학교폭력대책국민협의회·국회좋은교육연구회, 2005年, 52-55頁。
전권배, 「학교폭력 예방 및 대책에 관한 법률의 검토」, 한국교원대학교 대학원 석사학위논문, 2007年。
청소년폭력예방재단, 『2006년도 학교폭력 실태조사 보고서』, 2006年。
한국교육개발원, 『학교폭력 실태의 이해와 진단』, 2005年。
한국교육개발원, 『학교 폭력 대처를 위한 지원체제 구축 및 운영 방안 연구』, 2006年。
한국형사정책연구원, 『학교폭력 예방을 위한 법·제도적 정비방안 연구』, 2006年。
허중렬, 「학교폭력 예방 및 대책의 실효성 확보 방안—법적 제도적 관점을 중심으로—」, 열린우리당 정책위원회 주최 토론회 발표논문, 2005年, 6-39頁。

Revision and Future Task in School Violence Prevention Law of Korea

Hiroyuki Sawada

The purpose of this study is to suggest a plan for its solution by pointing out that the current law has a problem in a sense of coping in the prevention and the initial stage of school violence while specifically examining what and how has been changed since the revision of school violence prevention law of Korea.

In a sense of coping in the prevention and the initial stage of school violence even after the revision of the law, it cannot help being said to be extremely passive in a role of exclusively-responsible organization and school counselor. In order to solve this problem, there is necessity for implementing the intra-school connective system. As a plan for doing so, a writer makes a suggestion as follows.

First, it is what arranges a system that a teacher can report without burden, by including even the exclusively-responsible organization without placing limit upon a school principal in the counterpart who reports, when a teacher came to know a fact of school violence. And, it is what adds the item with saying that “a teacher needs to have priority over other services when a school tries to take an action against the victim student.”

Second, it is what allows a guardian to be capable of freely counseling even with the exclusively-responsible organization as well as a homeroom teacher, by utilizing the exclusively-responsible organization even as a window of a guardian as well as a teacher. The exclusively-responsible organization needs to be made it responsible for regularly reporting not only information, which was obtained, respectively, by teachers in charge, school counselors, and public-health teachers, but also the information, which was gained by teachers and guardians, to a school principal.

Third, it is what allows the prevention education to be more activated, by which a school counselor is in charge of the prevention education for students and teachers.

Fourth, it is what the autonomous committee for school violence countermeasure inspects whether the intra-school connective system is implemented.